

○財務省告示第三百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十一年九月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十月九日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百八十四回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し

五

方募

イ  
入札発競争  
価格競争  
入札発競争

て得られる価格をその発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び  
格競争入札と同時に行われる  
札であつて、財務大臣が各  
市場特別参加者による発行（以  
下「国債市場特別参加者・第 I  
非価格競争入札発行」という。）

ハ  
札発競争  
非競争入

ロ  
札発競争  
非競争入

も申込みのうちの応募額を順次割り  
当てる。応募額を案分により  
各申込みの応募額を案分により  
各申込みの応募額を案分により  
割り当てる。各申込みの応募  
割り当てる。各申込みの応募  
各国債市場特別参加者ごとの  
募限度額の範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ  
発

入札発競争  
価格競争  
入札発競争

額面金額で二兆二千二百億円の  
うち、財政運営に必要な財源の  
確保を図るため、公債の発行及  
び財政投融資特別会計の繰  
入れの特例に関する法律第二  
十一項の規定に基づき、行  
利付債に付し、金額は、九  
千九百億円、特別会計に  
九千九百億円、特別会計に

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	ハ					イ					ハ					ロ 非 競 争 入						
			行 争 入 札 発 行	非 競 格 第 I	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 行	非 競 格 第 I	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場		札 発 行	非 競 争 入				
平成二十一年九月十五日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	五 万 円				万 千 円	四 十 七 億 九 千 五 百 三 十 二	十 六 万 円	二 兆 二 千 二 百 二 十 四 億 八 千 百 四		で 千 七 百 三 十 五 億 円			た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 十 七 億 八 千 五 百 万 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	億 四 千 五 万 円	て は 、 額 面 金 額 で 一 兆 二 百 十 三	基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い	法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に

十一  
イ  
ロ

十二  
三

十四

十五  
十六  
十七  
十八

発行価格  
競争価格  
入札発行  
非競争入  
札発行及  
び特別参  
場者第  
加者第  
I 非  
競争  
競入札  
発行  
利率  
初期  
子

第二期  
以後

償還  
償還  
元利支  
払場所  
入札参加  
者

額面金額につき百円十銭五  
厘以上  
の  
額面金額  
に  
つき  
百  
円  
十  
銭

年〇・三パーセント  
平成十二年三月十五日を支払  
平成十二年三月十五日を算出  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。  
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎  
年  
三  
月  
十  
五  
日  
及  
び  
九  
月  
十  
五  
日  
を  
支  
払  
期  
とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。  
平成二十三年九月十五日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

十九

弘  
込  
期  
日

平  
成  
二  
十  
一  
年  
九  
月  
十  
五  
日